

議案第 34 号

交野市下水道条例の一部を改正する条例について

交野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 8 年 6 月 4 日 提出

交野市長 山 本 景

提案理由 渚水みらいセンターにおける処理水再利用事業の廃止により、同センターの放流水を淀川ではなく寝屋川に全量放流することに伴う、所要の改正を行いたいため。

交野市下水道条例の一部を改正する条例案

交野市下水道条例の一部を改正する条例

交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号を次のように改める。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380
ミリグラム未満

第10条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号中「l」を「リットル」に、「mg」を「ミリグラム」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125
ミリグラム未満

第10条第2項第3号、第4号、第5号及び第6号中「l」を「リットル」に、「mg」を「ミリグラム」に改める。

第11条第1項第1号中「数値。」を「数値」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380
ミリグラム未満

第11条第1項第7号ただし書を削り、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125
ミリグラム未満

附 則

この条例は、公布の日から施行する。